

鳥取県の最低賃金

1 地域別最低賃金

鳥 取 県 最低賃金	令和8年10月3日から 時間額 1,090 円	鳥取県内で働く すべての労働者 とその使用者に 適用されます。
-----------------------	-----------------------------------	--

2 特定（産業別）最低賃金

件名	適用される最低賃金
鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業	令和 8 年 10 月 3 日から 時間額 1,090 円
鳥取県各種商品小売業	
◆上記産業については、最低賃金法第 6 条第 1 項により、鳥取県最低賃金が適用されています。	

上記1及び2の共通事項

注1 賃金支払形態が「月給制、日給制、時間給制」に関係なく、1時間の金額が適用されます。

注2 最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する所定内賃金に限られ、「時間外、休日、深夜などの割増賃金」、「賞与などの臨時の賃金」及び「精皆勤手当」並びに「通勤手当」及び「家族手当」は対象になりません。

注3 派遣就労中の労働者については、派遣先事業所に適用される最低賃金が適用されます。

3 最低賃金との比較方法（計算方法）

賃金支給方法	最低賃金との比較方法（計算方法）
① 時間給の場合	時間給 $\geq$ 最低賃金額
② 日給制の場合	日給 $\div$ 1日の平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額
③ 月給制の場合	月給 $\div$ 1年間における1か月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額
④ 出来高給（請負給）の場合	賃金算定期間（賃金締切期間）に支払われた総額 $\div$ その期間に出来高制によって労働した総労働時間 $\geq$ 最低賃金額
①～④が混在	各賃金の1時間当たりを算出し合計した額 $\geq$ 最低賃金額

●お問い合わせは、鳥取労働局又は最寄りの労働基準監督署までお願いします。

鳥取労働局労働基準部賃金室 TEL 0857-29-1705
鳥取労働基準監督署 TEL 0857-24-3211
米子労働基準監督署 TEL 0859-34-2231
倉吉労働基準監督署 TEL 0858-22-6274

最低賃金制度



確認 OK? 最低賃金 働く人も、雇う人も、忘れずに。